

合宿型若者自立プログラムの概要

1 目的

合宿型若者自立プログラム（3～6か月程度）は、様々な要因により、相当期間、教育訓練も受けず、就労することもできない若者に対して、合宿形式による集団生活の中での生活訓練、労働体験、社会的事業等分野の業務についてのOJT等を組み合わせた教育プログラムにより、社会人、職業人として必要な基本能力の習得、勤労観の醸成を図るとともに、働くことについての自信と意欲を付与することにより、就労に導くことを目的として実施する。

2 訓練実施機関

以下のいずれの要件にも該当する者

- (1) 営利を目的とせず、社会教育、環境保全、人権擁護、男女共同参画社会の形成、子供の健全育成など、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条別表の特定非営利活動に相当する社会性の高い事業を展開している法人格を有する団体であって、宗教・政治活動を目的としたものでないこと。
- (2) ニート等の若者の職業的自立支援に関わる事業を認定計画申請日の直近1年間において実施しており、かつ、地域における若者自立支援に係る関係行政機関及び関係支援機関等で構成される会議の主催又は参加の活動を認定計画申請日の直近1年間において1回以上実施していること。

3 主な対象者

合宿型若者自立プログラムにより就職の実現が見込まれる概ね40歳未満の無業者

4 訓練内容

合宿形式による集団生活の中での生活訓練、労働の意義を理解させるための体験、社会的事業等分野の業務についてのOJT、資格取得のための座学等を弾力的・効果的に組み合わせることにより、社会人、職業人として必要な基本能力の習得、勤労観の醸成を図るとともに、働くことについての自信と意欲を付与する内容。

5 訓練期間

3～6か月（1か月当たり100時間以上、総訓練時間数の1/4以上は職場見学、職場体験又は職業人講話）

6 定員

概ね10人～30人の受講者定員。ただし、2人からでも定員設定できる。

7 講師

若者自立支援に関する指導ノウハウ及び1年以上の指導実績を有し、かつ、合宿型訓練の適切な実施が可能であると認められる者（受講者5人までは1人、5人を超えるときは2人以上）

8 受講費用

無料であること。ただし、受講者の所有となる教科書、実習服、宿泊に伴う個人の生活費（食費、宿泊費）等は受講者の負担とする。

9 施設

ミーティングルーム、ベッドルーム、炊事場、浴室等の施設が整備されていること。

10 就職支援

キャリア・コンサルタントを招へいした個別相談、ジョブ・カードの作成指導、面接指導等